

令和7年度歳入 後期高齢者医療保険料納入通知書・特別徴収額通知書

お問い合わせの際はこの番号をお伝えください。

被保険者番号

●通知書の発付事由

被保険者氏名

■ 年度 保険料額(名古屋市)

各月の保険料額

	保 険 料 額 (円)		《変更前の保険料額》 (円)	
	特別徴収(年金天引き)	普通徴収	特別徴収(年金天引き)	普通徴収
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				
合計額ア			イ	
差引増減額	アーイ			

● 年度の仮徴収額

仮徴収額(円)	
4月	来年度4月の仮徴収額は、今年度2月の特別徴収額と同額です。また、来年度6月と8月の仮徴収額は、「今年度の保険料額を、今年度の加入月数で割って2をかけた金額」です。
6月	
8月	
計	

◎歳入科目

(会計) 後期高齢者医療
(款) 後期高齢者医療収入
(項) 保険料
(目) 後期高齢者医療保険料
(節) 現年度分

※仮徴収額は変更になる場合があります。その場合にはお知らせします。
審査請求及び取消訴訟については裏面をご覧ください。

●特別徴収の場合の特別徴収義務者等
特別徴収義務者：

特別徴収の対象となる年金の種類：

上記の年金額：

●普通徴収の場合の納付方法

●普通徴収の納期要

月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日)。これらの日が「土・日曜日又は祝日等」のときはその日以降最初の休日等でない日。

●普通徴収の納付場所

銀行等の金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む。)、区役所、支所、市役所、名古屋市指定コンビニエンスストア、電子マネー (au PAY、d払い、J-Com Pay、PayPay、楽天ペイ)

●納入通知書の点字版について

納入通知書の主な内容の点字版をご希望の方は上記お問い合わせ先までご連絡ください。

後期高齢者医療保険料額決定通知書

被保険者番号

● 年度 保険料額

保険料額

愛知県後期高齢者医療広域連合長

被保険者氏名

決定事由：

決定年月日

●保険料算定(算定方法は裏面参照)

※変更前の額は、保険料額が確定後に変更した場合に記載されます。

	①所得-基礎控除 (令和6年中)	②所得割率 ^(注)	③所得割額 ^(注) ①×②(12か月分)	④均等割額 ^(注) (12か月分)	⑤算出額 ^(注) ③+④	⑥限度超過額 ^(注)
変更前						
今回						

	⑦所得割軽減額 ^(注) (12か月分)	⑧均等割軽減額 ^(注) (12か月分)	⑨年間保険料額 ^(注) ⑤-⑦-⑧	月数	⑩月割減額 ^(注)	⑪保険料額 ^(注) ⑨+⑩-⑩
変更前						
今回						

後期高齢者医療制度に加入する前月において被用者保険の被保険者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年成分の保険料算定の基礎が、これらに決定される(注)は裏面を参照してください。

	⑫均等割額 ^(注) (12か月分)	⑬均等割軽減額 ^(注) (12か月分)	⑭年間保険料額 ^(注) ⑪-⑬	月数	⑮月割減額 ^(注)
変更前					
今回					

①所得、②均等割軽減額及び⑩月割減額についての詳細は裏面を参照してください。

※後期高齢者医療保険料は、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の規定に基づき後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。均等割額、所得割率は愛知県後期高齢者医療広域連合で決定されており、2年に1回改定されます。

● (仮徴収については裏面をご覧ください。)

仮徴収額

●仮徴収額は次のように計算されます。

【仮徴収額(来年度の4月・6月・8月分)】

= 4月分【今年度の2月の特別徴収額】

+ 6月・8月分【それぞれ、左側の通知書の「令和7年度保険料額(名古屋市)」

に記載の金額を今年度の名古屋市での加入月数で割って2をかけた額】

審査請求及び取消訴訟については裏面をご覧ください。

【お問い合わせについて】

年間の保険料額は、愛知県後期高齢者医療広域連合で決定しております。

納付方法、月ごとの納付額、納付回数などは名古屋市で決定しております。

●年間の保険料額についてのお問い合わせ先

あいち後期高齢者医療コールセンター

0570-011558 近通話料がかかります

平日 8:45~17:15 ※8月は土日祝日も開通

又は 愛知県後期高齢者医療広域連合

直通 052-955-1223

FAX 052-955-1298

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

●納付方法や納付額などについてのお問い合わせ先

お住まいの区の区役所保険年金課(後期高齢者医療担当)